

事務連絡
平成24年6月28日

北海道労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年5月22日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 北海道労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件については、
ものである。
しかしながら、
ことから、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成24年6月28日

北海道労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について (回答)

平成24年5月23日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 北海道労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案

2 本件については、 []
[]
[]

したがって、業務における石綿ばく露により肺がんを発症したものは認められないことから、業務外の疾病として取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成24年6月28日

神奈川県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年1月31日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 神奈川県労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案

2 本件については、 []

[]

とから、それをもって業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事務連絡
平成24年6月28日

兵庫労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年2月9日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 兵庫労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件については、
こと
から、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成24年6月28日

兵庫労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年6月19日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 兵庫労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案

2 本件については、 []

[] こと
から、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

事務連絡

平成24年6月28日

山口労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成23年12月7日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 山口労働局 労働基準監督署 事案

2 本件については、
中皮腫を発症した
よって業務上の疾病に該当するもの
として取り扱われたい。

事務連絡
平成24年6月28日

山口労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年4月6日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 山口労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件については、業務上の「良性石綿胸水」と認める。

療養補償給付については、概ね、

を支給対象とすること。については主治医の意見に基づき判断されたい。

なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。

事務連絡
平成24年6月28日

福岡労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年3月15日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 福岡労働局 [] 労働基準監督署 [] 事案
- 2 本件については、 []
[] こと
から、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。